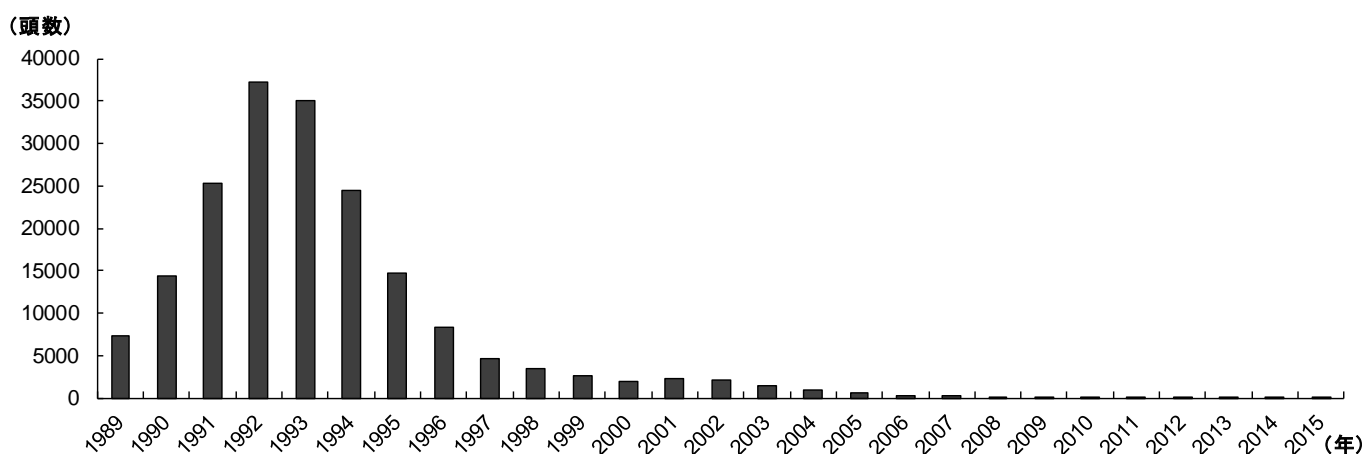


第 94 回プリオン専門調査会
「Ⅲ. BSE の現状 (案)」

1 1. 世界の牛における B S E 発生頭数の推移

2 国際獣疫事務局 (OIE) に対し報告があった BSE の発生頭数は、累計で
3 190,665 頭 (2015 年 8 月末現在) である。発生ピークであった 1992 年に
4 は年間 37,316 頭の BSE 発生報告があったが、その後、大幅に減少し、2013
5 年には 7 頭、2014 年には 12 頭、2015 年 8 月末現在で 3 頭の発生にとどまっ
6 ている (図 1)。これは、飼料規制の強化等により主たる発生国である英国
7 の発生頭数が激減していることに加え、同様に飼料規制を強化した英国以外
8 の国における発生頭数も減少してきていることを反映している。

9 これらのことから、飼料規制の導入・強化により、国内外ともに BSE の発
10 生リスクが大幅に低下していることがうかがえる。



	1992	...	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	累計
全体	37,316	...	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	3	190,665
欧州 (英国を除く)	36	...	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	2	5,977
(フランス)	0	...	239	137	54	31	8	9	8	10	5	3	1	2	3	0	1,026
(オランダ)	0	...	24	19	6	3	2	2	1	0	2	1	0	0	0	0	88
(アイルランド)	18	...	333	183	126	69	41	25	23	9	2	3	3	1	0	1	1,656
(ポーランド)	0	...	4	5	11	19	10	9	5	4	2	1	3	1	0	0	74
(スウェーデン)	0	...	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
(ノルウェー)	0	...	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
(デンマーク)	1	...	3	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	16
英国	37,280	...	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	0	184,625
米国	0	...	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
カナダ	0	...	0	2 ^(*)	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	21 ^(*)
ブラジル	0	...	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
日本	0	...	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	36

資料は、2015 年 8 月末現在の OIE ホームページ情報に基づく。

*1: うち 1 頭はアメリカで確認されたもの。

*2: カナダの累計数は、輸入牛における発生を 1 頭、米国での最初の確認事例 (2003 年 12 月) 1 頭を含んでいる。

図 1 世界の牛における B S E 発生頭数の推移

1 2. 世界のめん羊及び山羊におけるBSE発生頭数の推移

2 BSEの流行時には、めん羊及び山羊もBSEプリオンに汚染された肉骨粉に
3 ばく露されてきたため、めん羊及び山羊にBSEが伝達された可能性がある。
4 めん羊及び山羊におけるBSEの存在を確認するため、フランス及び英国で
5 TSE陽性と診断された検体の遡り検査が行われ、山羊の2検体がBSEと判断
6 された（表1）。

7 2015年8月末時点で、野外におけるめん羊又は山羊のBSE感染の報告は、
8 この山羊の2例のみであり、めん羊のBSE感染は確認されていない。

9

10

11 表1 世界のめん羊及び山羊におけるBSE発生頭数の推移

12 (2015年8月現在)

13

確認年	国	誕生日	と畜・死亡年	畜種（年齢）	区分
2005年	フランス	2000年3月	2002年10月	山羊（2歳7か月）	と畜
2009年	英国	1987年	1990年	山羊（約3歳）	死亡

14

3. 各国のめん羊及び山羊におけるBSE検査体制

各国のめん羊及び山羊におけるBSE検査体制を表2に示した。

めん羊及び山羊のBSE検査は、日本、EU及び米国において、TSE検査陽性とされた検体について、判別検査により実施されている。

OIE基準では、めん羊及び山羊のBSE検査の実施を求めておらず、カナダ及びブラジルではめん羊及び山羊におけるBSE検査は実施されていない。

表2 各国のめん羊及び山羊におけるBSE検査体制(2015年8月現在)

	日本	EU	米国	OIE カナダ・ブラジル
と畜場での検査	12か月齢以上のめん羊及び山羊のうちTSE陽性検体	18か月齢超のめん羊及び山羊の一部*2のうちTSE陽性検体	14か月齢以上のめん羊及び山羊の一部*5のうちTSE陽性検体	—*6
農場での検査	12か月齢以上*1で死亡又は淘汰されためん羊及び山羊のうちTSE陽性検体	18か月齢超で死亡*3又は淘汰*4されためん羊及び山羊の一部のうちTSE陽性検体	18か月齢超で死亡又は淘汰されためん羊及び山羊のうちTSE陽性検体	—*6

*1 12か月齢未満であっても特定臨床症状を呈しためん羊及び山羊や疑似患畜等は対象

*2 めん羊及び山羊のそれぞれの飼養頭数が75万頭を超える場合は、めん羊及び山羊のそれぞれについて、10,000検体/年以上の検査を実施。

*3 めん羊及び山羊のそれぞれの飼養頭数に応じ、検体数が定められている。

*4 淘汰された群れのうち18か月齢超の動物数に応じ、検体数が定められている。

*5 めん羊については、顔の黒い動物を中心に、山羊については、スクレイピーのリスクが高いと考えられる動物を中心に検査を実施。

*6 カナダ及びブラジルにおいても、TSE検査は実施されている。

4. 各国のめん羊及び山羊における特定危険部位（SRM）

各国のめん羊及び山羊におけるSRMを表3に示した。

めん羊及び山羊におけるSRMは、日本、EU及びブラジルにおいて以下のとおり設定されている。

SRMのうち、腸については、日本では小腸及び大腸（これらに付属するリンパ節を含む。）とされているが、EUでは回腸、ブラジルでは回腸遠位部とされている。また、扁桃については、日本及びブラジルでは全月齢が対象とされているが、EUでは12か月齢超又はこれに相当する動物が対象とされている。さらに、日本では12か月齢以上の動物の胎盤についてもSRMの範囲に含まれているが、EU及びブラジルではSRMの範囲に含まれていない。

なお、OIE基準では、めん羊及び山羊のSRMの設定は求めておらず、米国・カナダではめん羊及び山羊におけるSRMは設定されていない。

表3 各国のめん羊及び山羊における特定危険部位（2015年8月現在）

国	SRM
日本	<ul style="list-style-type: none"> 全月齢の扁桃、脾臓、小腸及び大腸（これらに付属するリンパ節を含む。） 12か月齢以上の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）、脊髄及び胎盤
EU	<ul style="list-style-type: none"> 全月齢の脾臓及び回腸 12か月齢超又は永久切歯が萌出している動物の頭蓋（脳及び眼を含む。）、扁桃及び脊髄
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> 全月齢の脳、眼、扁桃、脊髄及び回腸遠位部
OIE 米国・カナダ	—

5. 各国の飼料規制

各国の肉骨粉の飼料規制状況を表4に示した。

日本においては、反すう動物用飼料への全ての動物由来たん白質の使用を禁止するとともに、反すう動物以外の家畜用飼料への反すう動物由来たん白質の使用を禁止している。

EUでは、動物由来たん白質の全ての家畜への給与が禁止されている。

OIE 基準では、反すう動物由来たん白質の反すう動物への給与を禁止しており、米国、カナダ及びブラジルでは以下のとおり飼料規制が行われている。

表4 各国の飼料規制状況（2015年8月現在）

		給与飼料							
		日本		EU		米国・カナダ		ブラジル	
		反すう動物	豚・鶏	反すう動物	豚・鶏	反すう動物	豚・鶏	反すう動物	豚・鶏
肉骨粉	反すう動物	×	×	×	×	×	○*1	×	○*2
	豚	×	○	×	×	○	○	×	○
	鶏	×	○	×	×	○	○	×	○

*1 牛の SRM を動物用飼料原料として使用することは禁止されている。

*2 反すう動物の SRM は、人の食用に利用される一部の脳及び脊髄を除き除去・廃棄され、動物用飼料原料として使用されることはない。